



広島県自動車車体整備商工組合 御中

騒音規制法、振動規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例に
基づく届出について

平素より、本市の環境保全行政につきましては、ご理解・ご協力をいただき、感謝いたしております。

さて、ご存じのとおり、騒音規制法、振動規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例では、騒音及び振動が発生する可能性のある施設を設置する場合、事業者は各種届出を提出すると同時に規制基準を遵守するよう定められております。しかしながら、近年、この届出を失念されている場合が見受けられます。

つきましては、貴組合ホームページに記載されています貴組合員の皆様の事業場（広島市域に限る）に対し、順次、立入調査を行いたいと考えていますのでお知らせいたします。

なお、貴組合員の皆様が設置されている施設のうち届出が必要な施設としては、金属研磨機、空気圧縮機などが考えられます。

担当

広島市環境局環境保全課

大気騒音係 山名

Tel 504-2187

Fax 504-2229

E-Mail ka-hozen@city.hiroshima.lg.jp

2-4 特定工場等における騒音の規制基準

(昭和61年市告示第96号、条例施行規則別表第11・昭和48年県告示第171号)

区域の区分	区域の範囲	許容限度(デシベル)		
		昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	50 (50)	45 (45)	45 (45)
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めない地域	55 (55)	50 (50)	45 (45)
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 (65)	60 (65)	50 (55)
第4種区域	工業地域及び工業専用地域	70 (70)	70 (70)	60 (65)

(備考)

1 時間の区分は、次のとおりです。

- (1) 昼間 午前8時から午後6時まで
- (2) 朝 午前6時から午前8時まで
- (3) 夕 午後6時から午後10時まで
- (4) 夜間 午後10時から翌日の午前6時まで

2 騒音規制法、広島県生活環境の保全等に関する条例における規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいいます。

3 ()内は、広島県生活環境の保全等に関する条例の規制基準を表します。

2-5 特定工場等における振動の規制基準
(昭和61年市告示第97号)

区域の区分	区域の範囲	許容限度 (デシベル)	
		昼間	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域	60	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65	60

(備考)

- 1 時間の区分は、次のとおりです。
 - (1) 昼間 午前7時から午後7時まで
 - (2) 夜間 午後7時から翌日の午前7時まで
- 2 振動規制法における規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさをいいます。

特定施設の名称	規模又は能力			用途	
	騒音		振動		
	法	条例			
空気圧縮機及び送風機	定格出力が7.5KW以上のもの	定格出力が7.5KW未満3.75KW以上のもの	圧縮機で、定格出力が7.5KW以上のもの	送風機と圧縮機は、原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するものが圧縮機である。(冷媒用コンプレッサーは除く)	
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	定格出力が7.5KW以上のもの		定格出力が7.5KW以上のもの	【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎、化学工場等における原料及び製品の粉碎に使用 【磨砕機】 鉱山、化学工場などで原料の細・微粉碎に使用 【ふるい、分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用	
織機 (原動機を用いるものに限る)	すべての施設		すべての施設	繊維糸を織物として織り上げる機械	
建設用資材製造機械	コンクリートプラント (気泡コンクリートプラントを除く)	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの			コンクリートの材料を集積貯蔵し、所定配合量ずつ計量してコンクリートミキサーに投入混練してコンクリートを製造する設備
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200Kg以上のもの			機械作業で骨材を加熱乾燥し、それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備
	コンクリートブロックマシン		すべての施設	定格出力の合計が2.95KW以上のもの	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
	コンクリート管製造機械			定格出力の合計が10KW以上のもの	コンクリートを管又は柱状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な柱及び管を造る機械
	コンクリート柱製造機械				
穀物用製粉機 (ロール式のものに限る)	定格出力が7.5KW以上のもの				小麦等を粉碎する機械
木材加工機械	ドラムパーカー	すべての施設		すべての施設	ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
	チップパー	定格出力が2.25KW以上のもの		定格出力が2.2KW以上のもの	パーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ(小削片)に切削する機械
	碎木機	すべての施設			砂岩等の円筒形砥石を回転させ、皮むきした丸太を押し付けて製紙用の木材粉をつくる機械
	帯のこ盤	定格出力が製材用15KW以上、木工用2.25KW以上のもの	定格出力が木工用2.25KW未満0.75KW以上のもの		エンドレスの帯状ののこを高速回転させ木材を切断する機械
	丸のこ盤	定格出力が2.25KW以上のもの			丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
かんな盤	定格出力が2.25KW以上のもの		定格出力が2.25KW未満0.75KW以上のもの		木材の凸凹の表面を平坦化する、塗装のため仕上げ面を得る等のために木材表面を削る機械